

平成18年2月17日

## 全国規模の規制改革・民間開放要望（もみじ月間）への取組について

### 1. 全国規模の規制改革・民間開放要望の受付け状況と対応方針

平成17年10月17日から11月16日の間、構造改革特区（第8次提案）とあわせ、全国で実施すべき規制改革及び市場化テストを含む民間開放に関する要望を受付。

全国規模の規制改革・民間開放要望として、636項目（重複を除く。）の要望提出あり。

平成18年2月17日（金） 規制改革・民間開放推進本部決定

### 2. 実現する規制改革・民間開放要望の主な事項

#### 推進本部決定事項

34項目

〔遅くとも平成18年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの〕

- ・上記の推進本部決定事項の他、既に3か年計画において措置が明示されているもの、現行制度下で対応可能なもの等、要望を満たしていると考えられる事項が124項目ある。
- ・その他、「平成18年度中に実施する」までには至らなかったものの、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に新たに掲載することが可能と考えられる事項や、規制改革・民間開放推進会議にて引き続き調査審議を行う必要があると考えられる事項がある。

< 推進本部決定事項の代表的な例 >

( 1 ) 手続の簡素化・電子化等

廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化 【33】

- ・廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間の共有や許可手続の電子化等について、取組を開始する。これにより、民間事業者の許可申請手続の合理化につながる。

レンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式の統一化 【32】

- ・運輸支局ごとに異なるレンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式について、国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、全国で統一する。

( 2 ) 行政財産等

国及び地方公共団体の行政財産における余剰部分の貸付制度の導入【28・29】

- ・国及び地方公共団体の行政財産における余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにする。これにより、庁舎等の有効活用が進むことが期待される。

地方公共団体の保有する財産の流動化・証券化を目的とした信託の容認【21】

- ・地方公共団体が所有する有価証券の信託を可能とする。これにより、地方公共団体の資産の流動化に資する。

( 3 ) 官業の民間開放

日本司法支援センター電話相談業務の民間開放【4】

- ・総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき、平成18年に設置予定の日本司法支援センターに係る電話相談業務について、民間委託方式を積極的に活用するなどの効率的業務遂行を図るよう所要の措置を講ずる。

#### (4) 金融

その他金融業（保険会社・証券会社等）を行う者の資金の貸付（住宅ローン）の代理業務に係る規制の緩和【18】

- ・代理店契約書に定められた施設以外の場所において、契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、代理店規制の見直しの内容を踏まえ所要の措置する方向で結論を得る。これにより、顧客利便性の向上及び経営の効率性を高めることができる。

信託受益権の有価証券化【6】

- ・信託受益権について有価証券を発行することを可能とする。これにより、資金調達手段の多様化が図られる。

#### (5) 福祉等

確定拠出年金規約の変更に係る規制緩和【24】

- ・確定拠出年金規約の変更に際し、事業主、運営管理機関等の名称変更については、特に軽微な変更に該当するものとして、労働組合の同意を不要とする。

#### (6) 運輸

駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大【30】

- ・駐車場法の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含める。これにより、自動二輪車の駐車場の整備が促進されることが期待される。

#### (7) その他

在留資格「定住者」により我が国に入国しようとする日系人への徴求事項の追加【1】

- ・いわゆる日系2世・3世であれば、その他の要件を課することなく入国を許可する現状を改める内容で、法務省告示を改正する。これにより、国民

の安心・安全を図る。

### 違法ドラッグ対策の推進【23】

- ・違法ドラッグ3物質の麻薬指定を行うとともに、違法ドラッグ対策の規制強化（個人輸入業者に対する販売規制等）を行う。これにより、違法ドラッグの流通を防止する。

事項名の後ろの【 】の番号は、本部決定番号です。

提出された要望に関する関係省庁と調整の経過等については、次のホームページ上でご覧頂けます。

- \* 規制改革・民間開放推進本部ホームページアドレス  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kiseikaikaku/>
- \* 規制改革・民間開放推進会議ホームページアドレス  
<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/>

(問合せ先)  
内閣府  
規制改革・民間開放推進室  
横田(03-5501-2826)  
安藤(03-5501-2819)